

政令第三百三十七号

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

附則第二項の見出し中「、保管場所標章等の規定」を「の規定等」に改める。

附則第四項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を

次のように改正する。

別表自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十五号）の項を削る。

附 則

この政令は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

理由

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の規定の整理を行う必要があるからである。